

各都道府県消防防災主管部長 殿

一般財団法人 日本防火・危機管理促進協会

理事長 西藤 公司

(公印省略)

令和4年度林野火災防止用標識配付市町村等の推薦について

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当協会の林野火災防止用標識作成配付事業につきましては、かねてより格別のご協力を賜り深く感謝申し上げます。

本事業は、消防庁のご後援及び一般財団法人日本宝くじ協会のご協力により、林野火災の発生防止を目的として別紙1の「令和4年度林野火災防止用標識の作成配付要綱」に基づき、林野火災防止用標識を作成し、市町村又は消防本部（以下「市町村等」という。）へ配付するものです。なお、林野火災防止用標識に管轄の市町村等名を印刷いたします。

本年度は、配付を原則として**各都道府県2市町村等**とさせていただきますが、林野火災発生状況等に鑑み、それ以上の市町村等に対する配付のご希望があれば、順位を明示してご推薦ください。

なお、標識の配付希望数が作成数を超えた場合は、配付数を調整させていただきます。

つきましては、公務ご多忙のところ恐縮に存じますが、貴管下市町村等の林野火災防止用標識の配付希望を調査のうえ、別紙2「林野火災防止用標識の配付希望調査票」により、令和4年6月16日（木）までにメールにてご回答下さいますようお願いいたします。

謹 白

一般財団法人 日本防火・危機管理促進協会

電話 03-6264-6021

FAX 03-6264-6022

担当者 薬袋（みない）

e-mail: minai@boukakiki.or.jp

協会ホームページ url: <https://boukakiki.or.jp>

※電子データは、本協会ホームページのダウンロードボックスにあります。

令和 4 年度林野火災防止用標識の作成配付要綱

一般財団法人日本防火・危機管理促進協会

1 目 的

林野火災の出火原因は、たき火、たばこ及び火入れ等人為的なものが多いことから、林野への入山者等の視野に訴えて防火意識を喚起する林野火災防止用標識を作成して市町村又は消防本部（以下「市町村等」という。）へ配付し、林野火災防止を図ることを目的とする。

2 標識の配付市町村等

- (1) 標識の配付市町村等は、最近における林野火災発生件数が多い市町村等、又は過去に大きな林野火災が発生した市町村等を優先して、都道府県が推薦する。
- (2) 標識の配付市町村等数は、原則として各都道府県ごとに 2 市町村等とするが、林野火災発生状況等により、それ以上の市町村等にも配付できることとする。
- (3) 標識の配付市町村等については、決定後、当協会から都道府県及び配付先市町村等へ配付数を通知する。

3 標識の配付数

- (1) 標識の配付数は、原則として各市町村等ごとに 30 枚・60 枚・90 枚・120 枚単位とする。
- (2) 標識配付希望数が作成予定数を超えた場合は、調整して配付するものとする。

4 標識の仕様

(1) 大きさ等

大きさ 横 300 mm×縦 510 mm 程度、厚さ 2 mm 程度とする。

(2) 絵 柄

一般財団法人日本森林林業振興会が募集した令和 3 年度山火事予防ポスター応募作品のうち、消防庁長官賞受賞作品（中学校の部）（別添）とする。

(3) 表示する字句等

標識へ表示する字句等は、次のとおりとする。

ア 名義

- ① 管轄の市町村等名
- ② 後援：消防庁
- ③ 制作：一般財団法人日本防火・危機管理促進協会

イ 絵柄の紹介

「この絵柄は、(一財)日本森林林業振興会が募集した令和 3 年度山火事予防ポスターの消防庁長官賞受賞作品です。」

ウ 自治宝くじの社会貢献広報に係る一般財団法人日本宝くじ協会の指定する表示

5 標識の配付時期

令和4年9月末（予定）

6 設置場所の選定

- (1) 主要入山路・休憩所等の登山者等の目につく場所とする。
- (2) 設置後、概ね3年間固定できる場所とする。
- (3) 設置場所は、当該市町村等が選定するものとする。
- (4) 設置場所に係る調整は、当該市町村等が行うものとする。

7 設置時期及び設置完了報告

- (1) 令和4年11月末までに設置を完了し、当協会に設置完了報告を行うこと。
- (2) 設置完了報告は、標識の設置場所を示した地図及び周囲の状況が分かる設置写真を5組程度添付して、11月末を目途に行うものとする。それにより難しい場合は、当協会と事前に協議するものとする。

8 設置後の維持管理等

- (1) 設置後の維持管理は、配付先市町村等が行うものとする。
- (2) 設置後の標識は、概ね3年間は利用するものとし、その後の利用については、当該市町村の判断によるものとする。
- (3) 当該標識により生じた事故については、配付先市町村等の責任において処理するものとする。

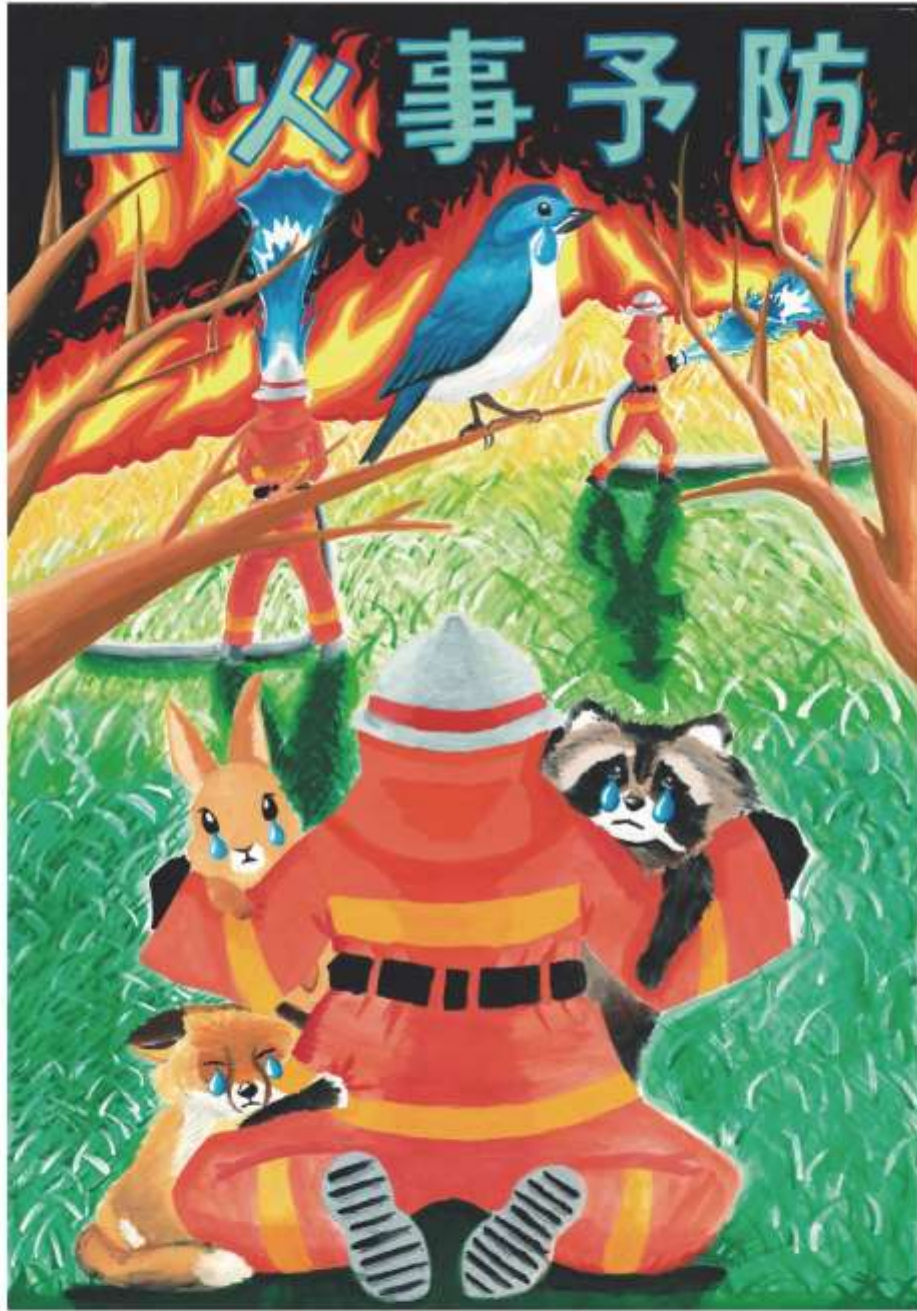
9 経費の負担

- (1) 標識の作成から配付までに係る経費については、当協会の負担とする。
- (2) 標識の設置・維持管理等に係る経費については、配付先市町村等の負担とする。

10 その他

本事業の遂行にあたって疑義が生じたときは、配付先市町村等と当協会とで調整するものとする。

令和3年度林野火災標識



この標識は、令和2年度に一般財団法人日本森林林業振興会が募集した山火事予防標識の消防庁長官受賞作品です。

〇〇〇〇消防本部

制作:一般財団法人日本防火・危機管理促進協会 後援:消防庁

この標識は、宝くじの社会貢献広報事業として助成を受け作成されたものです。



令和4年度林野火災標識の絵柄

(愛知県刈谷市立依佐美中学校2年山下千尋さんの作品)



(一財) 日本防火・危機管理促進協会あて

(mail-address : minai@boukakiki.or.jp)

林野火災防止用標識の配付希望調査票 (回答)

都道府県欄

都道府県			
所属			
担当者			
電話番号	— —	F A X	— —
メールアドレス			
都道府県 推薦意見			

配付希望市町村又は消防本部欄

推薦順位	第 _____ 推 薦		
市町村又は消防本部			
所在地	〒 —		
所属			
担当者			
電話番号	— —	F A X	— —
メールアドレス			
配付希望数	枚	設置完了報告時期	令和 年 月
林野火災件数	令和4年中 件	令和3年中 件	令和2年中 件
標識へ印刷する 市町村等名			

※留意事項

- 1 標識配付希望市町村等がない場合は、「都道府県意見」欄に「配付希望なし」と記入の上ご返送ください。
- 2 標識配付希望数は、1市町村（消防本部）30枚・60枚・90枚・120枚単位を原則とします。
- 3 標識配付希望数が作成予定数を超えた場合は、調整の上配付します。
- 4 標識は、本票に記載された市町村等の所在地へ送付します。
- 5 標識へ印刷する市町村等名は、正しく記入ください。
- 6 設置完了報告時期は、令和4年11月を原則とします。報告時期が遅くなることが見込まれる場合は、予定時期を記載してください。